

(医療施設調査)

審査メモで示された論点に対する回答

1 医療施設調査の変更

(1) 調査事項の変更

ア 法人番号記入欄の追加〔病院票、一般診療所票及び歯科診療所票〕
法人番号を記入する欄を追加する。

追加

法人番号																			
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(審査状況)

各府省を構成メンバーとする「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」が取りまとめた検討結果報告書（平成 29 年 3 月 23 日）において、政府統計の精度向上等に資する観点から、「総務省（統計局）及び関係府省は、（中略）平成 29 年度以降に企画する統計調査から順次法人番号の把握を開始」することとされた。

さらに、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年 3 月 6 日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）においても、各府省は、事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施するに当たり、引き続き法人番号の把握に努め、把握した法人番号を事業所母集団データベースに登録することとされているところである。

このような状況を踏まえ、病院票、一般診療所票及び歯科診療所票において、新たに法人番号を記入する欄を追加するものであり、妥当と考える。

イ 「診療科目」を把握する調査事項のうち「神経内科」を「脳神経内科」に変更
〔病院票、一般診療所票及び動態調査票〕

「診療科目」を把握する調査事項において、「神経内科」を「脳神経内科」に変更する。

現行

変更案

(8) 診療科目				あてはまるものすべてに○
標ぼう	9月中 休診	特定の 曜日のみ	特定の 曜日	標ぼうしている科目と、9月中 休診していた科目、特定の曜 日のみ開設している科目に○ をつけてください。
01	01	01	内科	
02	02	02	呼吸器内科	
03	03	03	循環器内科	
04	04	04	消化器内科(胃腸内科)	
05	05	05	腎臓内科	
06	06	06	神経内科	
07	07	07	糖尿病内科(代謝内科)	

(8) 診療科目				あてはまるものすべてに○
標ぼう	9月中 休診	特定の 曜日のみ	特定の 曜日	標ぼうしている科目と、9月中 休診していた科目、特定の曜 日のみ開設している科目に○ をつけてください。
01	01	01	内科	
02	02	02	呼吸器内科	
03	03	03	循環器内科	
04	04	04	消化器内科(胃腸内科)	
05	05	05	腎臓内科	
06	06	06	脳神経内科	
07	07	07	糖尿病内科(代謝内科)	

(論点)

○ 診療科名の変更については、報告者に広く浸透し、紛れなく回答することが可能なものとなっているか。例えば、今回調査の実施に当たっては、旧診療科名も併記するなどの措置を講じる必要はないか。

(回答)

診療科名の変更については、報告者が回答するにあたり支障がないか、名称変更の浸透状況について日本神経学会に確認したところ、日本神経学会がとりまとめた標榜診療科名「脳神経内科」の変更実施状況調査の結果によると、下表(表1)のとおり、予定を含めて70%が診療科名変更の方向である。

なお、報告者に配布する実施要領においては、当該診療科科目の具体例として「神経内科」を記載する予定である。

【表1 標榜診療科名「脳神経内科」変更実施状況調査】

回答数等			変更実施状況					変更予定なし施設数	未回答施設数
調査対象施設数 (A)	回答施設数	回答率	変更済み施設数 (B)	変更施設数の割合	変更予定施設数 (C)	小計 (D) = (B+C)	変更予定施設数を含めた割合 (D/A)		
387	304	79%	217	56%	55	272	70%	32	83

- 注) 1 2019年4月1日現在の状況を調査（とりまとめは2019年4月26日現在）
 2 調査対象は、日本神経学会が教育施設に認定している387施設
 3 平成29年医療施設静態調査における神経内科標榜（重複計上あり）の病院は2,713施設、診療所は3,120施設

ウ 「科目別医師数（常勤換算）」を把握する調査事項の削除〔病院票〕
「科目別医師数（常勤換算）」を把握する調査事項を削除する。

現行

変更案

(10) 科目別医師数(常勤換算)
 小数点以下第2位四捨五入
 1人の医師又は歯科医師に、該当する診療科目が複数ある場合には、主たる診療科目に計上してください。

男性医師		女性医師	
・	人	・	人
・	人	・	人
・	人	・	人
・	人	・	人
・	人	・	人
・	人	・	人
・	人	・	人
・	人	・	人

【削除】

(論点)

- 1 本調査事項から得られる結果については、行政施策上の利用や二次的利用を含め、これまで具体的にどのように利活用されていたのか。
- 2 平成20年調査以降における本調査結果と行政記録情報等による結果は、どのようになっているか。
- 3 本調査事項及び行政記録情報等でそれぞれ把握されるデータについて、把握方法（常勤換算・実人員）の違い以外に、どのような相違点等があるか。また、今後代替するとしている行政記録情報等（医師・歯科医師・薬剤師統計）の作成元となっている医師届出票の届出率は、どれくらいあるのか。
- 4 行政記録情報等による結果については、今後、継続的に公表・提供されるのか。
- 5 上記1から4を踏まえ、「常勤換算」と「実人員」では把握される内容が、これまでとは異なるものとなるが、本調査事項の削除による利活用上の支障等は生じないか。また、削除に当たっては、統計利用者の利便性等に配慮し、どのような対応を行う予定か（例えば、本調査結果の公表の際に、行政記録情報等の結果公表のホームページへのリンクを貼るなど）。

(回答)

- 「科目別医師数（常勤換算）」については、特定の診療科目について医師不足が指摘されていたことを踏まえ、平成20年調査より常勤換算による従事者数を把握することとしたが、具体的に検討会等で資料として活用された事例はない。
- 本調査と「医師・歯科医師・薬剤師統計」の結果は下表（表2）のとおりである。本調査は3年に1回の実施であり、「医科・歯科医師・薬剤師統計」は2年に1回の届出を基に集計を行っているため、同一年（平成20年及び平成26年）の結果を比較する。

【表2 医療施設調査と医師・歯科医師・薬剤師統計との比較】

医療施設静態調査

病院の医師数（常勤換算）、診療科目（主たる診療科目）別

	平成20年		平成26年	
	男	女	男	女
総数	149201.1	30393.9	164446.1	40253.7
内科	31667.5	6421.7	30690.7	6995.0
呼吸器内科	2878.2	596.6	3798.5	944.5
循環器内科	7042.8	869.1	8796.3	1237.1
消化器内科（胃腸内科）	5726.1	887.4	7971.5	1412.8
腎臓内科	501.0	153.8	1730.4	617.2
神経内科	2664.3	662.1	3305.6	895.2
糖尿病内科（代謝内科）	408.0	147.7	1505.4	712.2
血液内科	313.1	69.9	1367.7	366.1
皮膚科	1971.1	1512.3	1913.0	1790.2
アレルギー科	150.2	46.2	190.1	67.3
リウマチ科	476.5	72.6	685.6	172.5
感染症内科	52.8	6.1	187.2	28.6
小児科	6134.7	2732.6	6705.1	3409.2
精神科	9746.0	2118.8	10331.9	2589.3
心療内科	323.1	79.6	307.8	83.0
外科	16903.4	1132.5	14999.0	1325.9
呼吸器外科	1010.2	53.7	1406.8	130.8
心臓血管外科	2452.3	113.5	2749.4	163.3
乳腺外科	152.7	47.6	604.5	302.9
気管食道外科	14.4	2.3	59.4	2.9
消化器外科（胃腸外科）	1326.3	75.3	2847.4	192.6
泌尿器科	4692.1	251.7	5096.8	350.2
肛門外科	342.5	12.2	276.4	18.1
脳神経外科	5562.7	282.9	6164.9	370.3
整形外科	12333.2	585.7	13470.1	791.6
形成外科	1324.5	417.3	1476.6	580.8
美容外科	11.5	6.4	14.1	7.1
眼科	3130.2	1756.6	3029.3	1847.2
耳鼻いんこう科	2960.4	740.2	3057.3	889.5
小児外科	488.9	83.9	512.3	107.6
産婦人科	3637.3	1588.8	3459.2	2147.6
産科	556.1	272.1	761.1	491.2
婦人科	668.8	258.2	719.7	380.5
（再掲）産婦人科・産科・婦人科	4862.2	2119.1	4940.0	3019.3
リハビリテーション科	2773.5	406.8	2772.5	534.9
放射線科	4087.5	932.2	4803.6	1349.5
麻酔科	4845.0	2105.6	5810.5	3270.7
病理診断科	218.4	53.5	1287.2	434.7
臨床検査科	102.1	19.6	169.3	42.1
救急科	837.8	113.9	2761.5	457.5
歯科	3867.9	1480.7	3649.3	1630.8
矯正歯科	341.5	150.5	304.5	206.0
小児歯科	185.3	150.1	165.2	164.2
歯科口腔外科	2238.3	519.5	2531.4	743.0
その他	2080.9	404.1		

注：20年は主たる診療科目ではなく、それぞれに計上している。

医師・歯科医師・薬剤師調査

医療施設従事医師数及び歯科医師数、病院、主たる診療科別

	平成20年		平成26年	
	男	女	男	女
総数	149,169	37,158	161,072	46,030
内科	19,441	4,172	17,507	4,084
呼吸器内科	3,376	758	3,978	1,031
循環器内科	7,527	916	8,872	1,240
消化器内科（胃腸内科）	6,935	1,112	8,787	1,708
腎臓内科	1,730	550	2,418	968
神経内科	2,809	736	3,275	941
糖尿病内科（代謝内科）	1,762	767	2,394	1,312
血液内科	1,490	350	1,969	546
皮膚科	1,768	1,590	1,672	1,901
アレルギー科	76	29	81	30
リウマチ科	621	130	960	307
感染症内科	239	42	365	57
小児科	5,830	2,891	6,524	3,584
精神科	8,499	2,076	8,907	2,506
心療内科	249	75	204	82
外科	12,031	703	11,136	794
呼吸器外科	1,351	76	1,627	125
心臓血管外科	2,702	121	2,802	159
乳腺外科	567	190	835	502
気管食道外科	75	3	72	1
消化器外科（胃腸外科）	3,722	177	4,387	278
泌尿器科	4,429	234	4,688	324
肛門外科	147	16	151	13
脳神経外科	5,195	247	5,673	342
整形外科	11,414	562	12,449	733
形成外科	1,298	447	1,345	564
美容外科	21	6	9	4
眼科	2,882	1,840	2,784	1,909
耳鼻いんこう科	2,776	766	2,838	903
小児外科	531	102	614	132
産婦人科	3,835	1,858	3,826	2,656
産科	181	90	214	149
婦人科	445	160	508	266
（再掲）産婦人科・産科・婦人科	4,461	2,108	4,548	3,071
リハビリテーション科	1,449	331	1,664	478
放射線科	3,888	977	4,442	1,320
麻酔科	4,378	2,175	4,964	3,104
病理診断科	1,084	268	1,290	448
臨床検査科	314	69	447	106
救急科	1,752	188	2,625	371
歯科	3,724	1,649	3,598	1,829
矯正歯科	494	405	499	445
小児歯科	224	253	187	273
歯科口腔外科	2,636	728	2,753	863
臨床研修歯科医	1,152	739	960	692
主たる診療科不詳	42	15	33	9
臨床研修医	9,587	4,945	10,335	4,986
全科	126	32	78	13
その他	1,637	432	2,833	846
主たる診療科不詳	400	80	222	28
不詳	328	80	271	68

注：比較のため、医師、歯科医師を合計している。

- 3 本調査では研修医については各診療科に計上しているが、「医師・歯科医師・薬剤師統計」は各診療科には含まず「臨床研修医」「臨床研修歯科医」として把握している。
また、本調査の平成20年の結果は、複数の診療科に勤務している場合は各診療科に計上しているが、平成23年以降は「医師・歯科医師・薬剤師統計」と同様、主たる診療科に計上している。
なお、届出票については、2年に一度届け出ることが義務となっているが、母数が把握できないため、届出率については把握していない。
- 4 「医師・歯科医師・薬剤師統計」は今後も継続的に、集計・公表を行っていく予定である。
- 5 上記1のとおり、検討会等での利用実績はなく、現在行われている医師の働き方や医師需給の検討会等においては「医師・歯科医師・薬剤師統計」により実人員が把握できていれば施策上の問題がないことを政策部局には確認している。
なお、これまで本調査を利用してきた統計利用者の利便性等を考慮し、結果の公表の際は「医科・歯科医師・薬剤師統計」の結果の掲載場所を案内することを予定している。

エ 「受動喫煙対策の状況」を把握する調査事項における選択肢区分等の変更〔病院票、一般診療所票及び歯科診療所票〕

調査事項名を「受動喫煙防止対策の状況」から「受動喫煙対策の状況」に変更するとともに、選択肢区分を変更する。

現行

変更案

(20) 受動喫煙防止対策の状況	いずれかひとつに○
1	敷地内を全面禁煙としている
2	施設内を全面禁煙としている
3	喫煙場所を設置し、非喫煙場所に煙が流れ出ないよう措置している
4	その他(1~3以外の措置を講じている)
5	何ら措置を講じていない

(19) 受動喫煙対策の状況	いずれかに○
1	敷地内を全面禁煙としている
2	特定屋外喫煙場所を設置している

(論点)

- 1 本調査事項から得られる結果については、具体的にどのような行政施策等に活用されているのか。また、今後、どのように活用されることが見込まれるのか。
- 2 上記の利活用等の観点からみて、調査事項及び選択肢の設定は、必要かつ適切なものとなっているか。例えば、調査時点において、特定屋外喫煙場所の設置工事の遅延等により、結果的に特段の措置を講じていない状況となっている等のケース等を想定した選択肢の設定の必要はないか。
- 3 本調査事項については、厚生労働省が令和2年に実施予定の「喫煙環境に関する実態調査」(一般統計調査)と報告者及び調査事項が重複すると見込まれるため、報告者負担軽減及び調査の効率的実施の観点から、本調査結果を活用し、同調査の対象から病院、一般診療所及び歯科診療所を除外するよう、重複是正を図る必要があるのではないか。

(回答)

- 1 健康増進法改正の検討及び審議時に活用してきたところである。平成30年7月に改正健康増進法が成立し、令和元年7月の一部施行では、学校や病院などの子どもや患者が主たる利用者となる施設の敷地内禁煙が開始となり、さらに、令和2年4月の全面施行では、多数の者が利用する施設について原則屋内禁煙となるため、改正健康増進法の施行後の敷地内禁煙と特定屋外喫煙場所の割合を把握し、法施行から5年後の健康増進法の見直しにおける更なる対策の検討、実施に活用する。
- 2 改正健康増進法では、敷地内全面禁煙が基本となる。
なお、特定屋外喫煙場所の設置工事の遅延等により、特定屋外喫煙場所の設置が出来ていない場合、調査時点では「敷地内全面禁煙」となるため、他の選択肢は必要ない。

3 喫煙環境に関する実態調査を所管している健康局に確認したところ、医療施設調査との重複が考えられる報告者及び調査事項について、令和2年に実施予定の調査の企画時に、重複是正を図るため調査対象から病院、一般診療所及び歯科診療所を除外する方向で検討するとの回答を受けている。

オ 「医療安全体制」の状況を把握する調査事項における「医療放射線安全管理」の項目の追加〔病院票、一般診療所票及び歯科診療所票〕

「医療安全体制」の状況を把握する調査事項において、「医療放射線安全管理」の責任者を把握する項目を追加する。

現行

追加

(27) 医療安全体制		各項目について、あてはまるものひとつに○							
	責任者								
	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置していない
医療安全体制(全般)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
院内感染防止対策	1	2	3	4	5	6	7	8	9
医療機器安全管理	1	2	3	4	5	6	7		
医薬品安全管理	1	2	3	4					
院内感染防止対策の専任担当者の状況									
1	いる () 人				2	いない			
院内感染防止対策のための施設内回診の頻度									
1	ほぼ毎日		2	週1回以上		3	月2~3回程度		
4	月1回程度		5	月1回未満					
医療機器安全体制の保守計画の管理									
保守計画の策定									
1	一括管理		2	病棟・部門ごと		3	その他		
保守計画の実施									
1	一括管理		2	病棟・部門ごと		3	その他		
患者相談担当者の配置の有無									
1	有		2	無					

(26) 医療安全体制		各項目について、あてはまるものひとつに○							
	責任者								
	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置していない
医療安全体制(全般)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
院内感染防止対策	1	2	3	4	5	6	7	8	9
医療機器安全管理	1	2	3	4	5	6	7		
医薬品安全管理	1	2	3	4					
医療放射線安全管理	1	2			5				
院内感染防止対策の専任担当者の状況									
1	いる () 人				2	いない			
院内感染防止対策のための施設内回診の頻度									
1	ほぼ毎日		2	週1回以上		3	月2~3回程度		
4	月1回程度		5	月1回未満					
医療機器安全体制の保守計画の管理									
保守計画の策定									
1	一括管理		2	病棟・部門ごと		3	その他		
保守計画の実施									
1	一括管理		2	病棟・部門ごと		3	その他		
患者相談担当者の配置の有無									
1	有		2	無					

(論点)

- 1 本調査事項から得られる結果については、具体的にどのように利活用されているのか。また、今後、どのように活用されることが見込まれるのか。
- 2 上記の利活用等の観点からみて、本調査事項は必要かつ適切なものとなっているか。

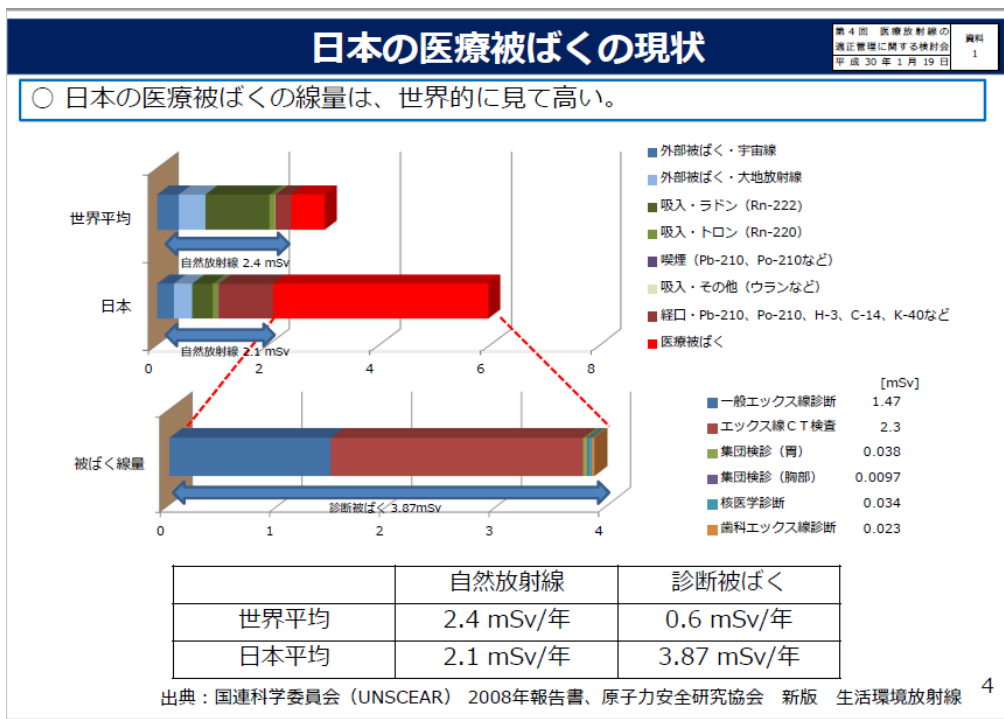
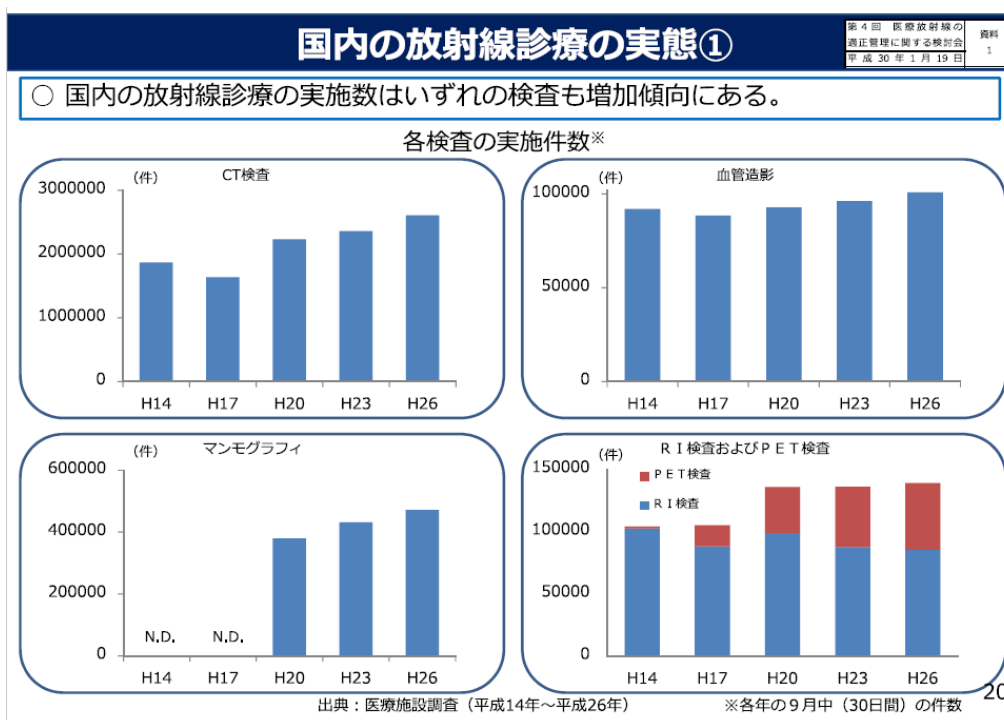
(回答)

- 1 医薬品に関連する医療事故が多く、また医療機器の保守点検が適正に行われていない現状が指摘されていたことから、医薬品・医療機器の安全使用・管理体制を整えるため、医療法の一部改正に伴い、平成19年4月1日から、医薬品に係る安全管理のための体制確保及び医療機器に係る安全管理の体制確保に関する措置が義務づけられた。これらの安全管理体制の状況を把握するために本調査事項の結果を活用しており、今後も引き続き活用が見込まれる。

2 近年の放射線治療件数の増加や国際的に日本の医療被曝線量が高い現状を踏まえ、今般、医療法施行規則の一部を改正する省令により令和2年4月1日から、医療放射線に係る安全管理の体制確保に関する措置が義務づけられた。医薬品・医療機器と同様に、医療放射線についても安全管理責任者を把握するものである。

なお、検討会で用いられた国内での放射線治療の実態および日本の医療被曝の現状についての資料は以下のとおりである。

【資料】 第4回医療放射線の適正管理に関する検討会（平成30年1月19日）



カ 「緩和ケアの状況」を把握する調査事項における項目名の変更〔病院票〕

「緩和ケアの状況」を把握する調査事項のうち、「(再掲)新規依頼患者数」については緩和ケアの依頼のみで介入に至らなかったものは記入せず、依頼を受けて実際に介入を行った患者数を記入することができるよう、「(再掲)新規介入患者数」に表記を変更。

現行

変更案

(30) 緩和ケアの状況		施設基準を満たしていないものを含む。	
緩和ケア病棟			
1	有 →	病床数 (床)	
2	無	9月中の取扱患者延数 (人)	
緩和ケアチーム			
1	有 →	9月中の患者数 (人)	
2	無	(再掲)新規依頼患者数 (人)	

(29) 緩和ケアの状況		施設基準を満たしていないものを含む。	
緩和ケア病棟			
1	有 →	病床数 (床)	
2	無	9月中の取扱患者延数 (人)	
緩和ケアチーム			
1	有 →	9月中の患者数 (人)	
2	無	(再掲)新規介入患者数 (人)	

(論点)

- 1 本調査事項から得られる結果については、具体的にどのように利活用されているのか。
- 2 「(再掲)新規依頼患者数」については、報告者に対し、記入要領等により、どのような説明が行われていたのか。これまで誤記入等の支障等は生じていたのか。今回の変更により、調査結果に変動が生じる可能性はないか。
- 3 変更後の「(再掲)新規介入患者数」という表記については、報告者にとって分かりやすく、紛れの無い適切な表現となっているか。

(回答)

- 1 がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会において、循環器疾患の患者に対する緩和ケア提供体制のあり方に関するワーキンググループで「緩和ケアチームを有する施設」が活用されている。
- 2 記入要領では、当該項目において9月の患者数のうち9月中に新規に緩和ケアを行った患者数を記入するよう示している。
がん診療連携病院等の整備指針において指定要件として「新規介入患者数」が加わり、「依頼」ではなく「介入」が使われていること、また、依頼を受けて実際に介入を行った患者数を記入することが文言のみで記入者に分かり易いよう、調査票上でもその趣旨を明確にするものであり、調査結果に変動が生じる可能性はないと考えている。
- 3 「依頼」は頼む意味合いが強いため、「介入」という表現のほうが実際に対応したことが分かり易い表現であると考ええる。

キ 「手術等の実施状況」を把握する調査事項における「帝王切開を除く無痛分娩（再掲）」の項目の追加〔病院票及び一般診療所票〕

「手術等の実施状況」を把握する調査事項において、「分娩（正常分娩を含む。）」の内訳項目として、「帝王切開を除く無痛分娩」の実施件数を把握する項目を追加する。

現行

追加

(31) 手術等の実施状況	9月中の実施件数	装置の台数
悪性腫瘍手術	1	件
人工透析	2	件
分娩(正常分娩を含む)	3	件
帝王切開娩出術(再掲)	4	件
分娩の取扱 小数点以下第2位四捨五入		
1 取り扱っている	担当医師数(常勤換算)	人
	担当助産師数(常勤換算)	人
2 取り扱っていない	院内助産所の有無	1 有 2 無

(30) 手術等の実施状況	9月中の実施件数	装置の台数
悪性腫瘍手術	1	件
人工透析	2	件
分娩(正常分娩を含む)	3	件
帝王切開娩出術(再掲)	4	件
帝王切開を除く無痛分娩(再掲)	5	件
分娩の取扱 小数点以下第2位四捨五入		
1 取り扱っている	担当医師数(常勤換算)	人
	担当助産師数(常勤換算)	人
2 取り扱っていない	院内助産所の有無	1 有 2 無

(論点)

- 1 本調査事項から得られる結果については、具体的にどのように利活用されているのか。また、今回追加する「帝王切開を除く無痛分娩」の項目については、具体的にどのように利活用されることが見込まれるのか。
- 2 上記の利活用等の観点からみて、必要かつ適切な項目設定となっているか。

(回答)

- 1 医療計画の見直しに関する検討会において、産科・小児科における医師確保計画を通じた医師偏在対策のなかで、産科における医師偏在指標を算出するためのデータとして分娩件数が活用されている。
今回追加する「帝王切開を除く無痛分娩」の項目については、近年、無痛分娩時における複数の重篤事例が報告されていることから、その実態を把握し、無痛分娩の安全な提供体制の構築の基礎資料として活用する。
- 2 上記の行政ニーズに対し、国として実態把握がされていないため、項目を追加するものである。

ク 「検査等の実施状況」を把握する調査事項におけるCT機器に係る項目の細分化〔病院票及び一般診療所票〕

「検査等の実施状況」を把握する調査事項において、CT機器のうち「マルチスライスCT」の項目を細分化する。

現行

(32) 検査等の実施状況 * 患者数には手術に伴うものを含む。		9月中の患者数	装置の台数
骨塩定量測定		01	人
気管支内視鏡検査*		02	人
上部消化管内視鏡検査*		03	人
大腸内視鏡検査*		04	人
血管連続撮影		05	人
DSA(再掲)		06	人
循環器DR(再掲)		07	人
マンモグラフィ		08	人 台
RI検査(シンチグラム)		09	人 台
SPECT(再掲)		10	人 台
PET	PET	11	人 台
PET	PETCT	12	人 台
CT	マルチスライスCT	13	人 台
CT	その他のCT	14	人 台
MRI	3.0テスラ以上	15	人 台
MRI	1.5テスラ以上3.0テスラ未満	16	人 台
MRI	1.5テスラ未満	17	人 台
3D画像処理		18	人
冠動脈CT・心臓MRI(再掲)		19	人

変更案

(31) 検査等の実施状況 * 患者数には手術に伴うものを含む。		9月中の患者数	装置の台数
骨塩定量測定		01	人
気管支内視鏡検査*		02	人
上部消化管内視鏡検査*		03	人
大腸内視鏡検査*		04	人
血管連続撮影		05	人
DSA(再掲)		06	人
循環器DR(再掲)		07	人
マンモグラフィ		08	人 台
RI検査(シンチグラム)		09	人 台
SPECT(再掲)		10	人 台
PET	PET	11	人 台
PET	PETCT	12	人 台
CT	マルチスライス	64列以上	13 人 台
		16列以上64列未満	14 人 台
		4列以上16列未満	15 人 台
		4列未満	16 人 台
CT	その他	17 人 台	
MRI	3.0テスラ以上	18 人 台	
MRI	1.5テスラ以上3.0テスラ未満	19 人 台	
MRI	1.5テスラ未満	20 人 台	
3D画像処理		21 人	
冠動脈CT・心臓MRI(再掲)		22 人	

(論点)

- 1 病院票及び一般診療所票における本調査事項から得られる結果（過去3回分）については、どのようになっているか。
- 2 本調査事項から得られる結果については、具体的にどのように利活用されているのか。また、今回の項目の細分化により、具体的にどのような利活用が見込まれるのか。
- 3 検査等の項目については、どのような基準・考え方により選定・設定されているのか。
- 4 上記1から3を踏まえ、調査項目の細分化は、必要かつ適切なものとなっているか。

(回答)

- 1 本調査事項から得られる結果は別紙1のとおりである。
- 2 医療計画の策定における基礎資料として活用されている。

平成31年4月1日の医療法の一部を改正する法律の施行に伴い、医療法30条の4第1項に規定する医療計画に定める事項として新たに「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」が追加され、「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」を作成して通知したところである。当該ガイドラインの医療機器の効率的な活用に係る計画において、外来医療計画に盛り込む事項として、医療機器の配置状況に関する情報（医療機器の配置状況に関する指標）、医療機器の保有状況等に関する情報、区域ごとの共同利用の方針等が考えられており、医療機器の項目ごとの指標も作成することとしている。

※【資料】参照

本調査から得られる結果については、医療機器に関する指標作成のための基礎資料として活用する。指標作成にあたっては診療報酬上のデータも基礎資料としていることから、診療報酬上の区分と整合性の取れたデータで把握することが必要であるため、診療報酬上の区分に合わせて細分化するものである。

- 3 医療計画に必要となる医療機器等、施策において必要となるものについて項目の設定を検討している。今回、マルチスライスCTの項目を細分化する具体的理由は上記2のとおりである。
- 4 上記を踏まえ、マルチスライスCTの細分化は必要かつ適切であると考ええる。

【資料】外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン（抜粋）

6-3 医療機器の効率的な活用のための検討

- 人口当たりの医療機器台数には地域差があり、医療機器ごとに地域差の状況は異なっている。今後、人口減少が見込まれる中、医療機器についても共同利用の推進等によって効率的に活用していくべきであり、情報の可視化や新規購入者への情報提供を有効に活用しながら、都道府県において必要な協議を行っていく必要がある。
- 医療機器の効率的な活用に係る計画として外来医療計画に盛り込む事項としては、
 - ① 医療機器の配置状況に関する情報（医療機器の配置状況に関する指標）
 - ② 医療機器の保有状況等に関する情報
 - ③ 区域ごとの共同利用の方針
 - ④ 共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセスが考えられ、以下に掲げる事項を参考に策定されたい。

(1) 医療機器の配置状況に関する情報の可視化

- 地域の医療機器のニーズを踏まえて地域ごとの医療機器の配置状況を医療機器の項目¹³ごとに可視化する指標を作成することとする。

¹³ CT（全てのマルチスライスCT及びマルチスライスCT以外のCT）、MRI（1.5テスラ未満、1.5テスラ以上3.0テスラ未満及び3.0テスラ以上のMRI）、PET（PET及びPET-CT）、放射線治療（リニアック及びガンマナイフ）並びにマンモグラフィに項目化してそれぞれ可視化。

ケ 「歯科設備」の保有状況を把握する調査事項における選択肢の変更〔病院票及び歯科診療所票〕

「歯科設備」の状況を把握する調査事項の選択肢について、「歯科用CT装置」及び「手術用顕微鏡」を追加する一方、「吸入鎮静装置」を削除するとともに、診療用器具の滅菌機器である「オートクレーブ」と「オートクレーブ以外」を「滅菌機器（オートクレーブ等）」に、また、「デンタルX線装置」（2区分）と「パノラマX線装置」（2区分）を「デンタル・パノラマX線装置」に統合する。

現行

変更案

(34) 歯科設備		保有しているものすべてに○
1	歯科診療台（台）	
2	デンタルX線装置(アナログ)	
3	デンタルX線装置(デジタル)	
4	パノラマX線装置(アナログ)	
5	パノラマX線装置(デジタル)	
6	ポータブル歯科ユニット	
7	吸入鎮静装置	
診療用器具の滅菌に使用する機器		
8	オートクレーブ	
9	オートクレーブ以外	

(33) 歯科設備		保有しているものすべてに○
1	歯科診療台（台）	
※ 歯科診療台を保有している場合は台数を記入してください。		
2	デンタル・パノラマX線装置	
3	歯科用CT装置	
4	手術用顕微鏡	
5	滅菌機器(オートクレーブ等)	
6	ポータブル歯科ユニット	

(論点)

- 1 病院票及び歯科診療所票における本調査事項の結果（過去3回分）については、どのようになっているか。
- 2 本調査事項から得られる結果については、具体的にどのように利活用されているのか。今回の選択肢の変更により、具体的にどのような利活用が見込まれるのか。
- 3 歯科設備の選択肢については、どのような基準・考え方により選定・設定されているのか。
- 4 上記1から3を踏まえ、選択肢の設定については、必要かつ適切なものとなっているか。

(回答)

- 1 本調査事項の結果は下表（表3）のとおりである。

【表3 歯科設備の状況（平成23・26・29年）】

病院（重複計上）

	平成23年		平成26年		平成29年		
	施設数	構成割合%	施設数	構成割合%	施設数	構成割合%	
総数	8 605	100.0%	8 493	100.0%	8 412	100.0%	
歯科診療台	施設数	1 679	19.5%	1 772	20.9%	1 794	21.3%
	台数	10 227	-	10 534	-	10 596	-
デンタルX線装置（アナログ）	949	11.0%	840	9.9%	702	8.3%	
デンタルX線装置（デジタル）	463	5.4%	710	8.4%	881	10.5%	
パノラマX線装置（アナログ）	463	5.4%	371	4.4%	250	3.0%	
パノラマX線装置（デジタル）	882	10.2%	1 044	12.3%	1 167	13.9%	
ポータブル歯科ユニット	354	4.1%	415	4.9%	430	5.1%	
吸入鎮静装置	392	4.6%	354	4.2%	319	3.8%	
診療用器具の滅菌に使用する機器	-	-	-	-	2 626	31.2%	
オートクレーブ（再掲）	1 058	12.3%	1 127	13.3%	2 548	30.3%	

歯科診療所（重複計上）

	平成23年		平成26年		平成29年		
	施設数	構成割合%	施設数	構成割合%	施設数	構成割合%	
総数	68 156	100.0%	68 592	100.0%	68 609	100.0%	
歯科診療台	施設数	67 161	98.5%	68 545	99.9%	68 061	99.2%
	台数	211 946	-	217 309	-	224 341	-
デンタルX線装置（アナログ）	41 025	60.2%	34 477	50.3%	28 210	41.1%	
デンタルX線装置（デジタル）	22 946	33.7%	30 219	44.1%	35 542	51.8%	
パノラマX線装置（アナログ）	34 327	50.4%	27 209	39.7%	20 990	30.6%	
パノラマX線装置（デジタル）	24 569	36.0%	33 117	48.3%	38 806	56.6%	
ポータブル歯科ユニット	5 426	8.0%	5 719	8.3%	6 733	9.8%	
吸入鎮静装置	13 673	20.1%	11 729	17.1%	10 252	14.9%	
診療用器具の滅菌に使用する機器	-	-	-	-	63 275	92.2%	
オートクレーブ（再掲）	59 851	87.8%	58 686	85.6%	61 298	89.3%	

注：平成23年の総数は全国の数値である。

それ以外は宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県の全域を除いた数値である。

- 2 歯科診療に必要な医療機器（歯科設備）の保有状況を通じて歯科医療の提供体制の実態を把握し、在宅歯科医療に関する検討や医療安全に関する評価等の今後の歯科医療提供体制の検討の基礎資料として、医療計画の在宅医療に関する指標例の検討や診療報酬改定の際の施設基準の検討等に活用されてきた。

近年の歯科医療を取り巻く状況変化を踏まえ、調査対象とする歯科設備の種類の変更するものだが、引き続き今後の歯科医療提供体制の検討及び診療報酬改定の際の基礎資料として活用していく。

- 3 これらの項目の選定については、上記2で述べた利活用に資するよう、歯科医療の高度化や患者のニーズの変化等により利用が広がっていくと想定される医療機器や、診療報酬改定において当該機器を用いた診療が評価されたものを選定している。

- 4 上記を踏まえ、近年、歯科治療において利用され始めている装置について、全国の歯科医療機関における保有状況を調査することが必要であり、項目の設定についても適切であると考えている。

コ 歯科訪問診療等の実施状況を把握する調査事項の追加・変更〔病院票及び歯科診療所票〕
 歯科訪問診療等の実施状況を把握する調査事項として、病院票において、「歯科訪問診療の受け入れの有無」を把握する調査事項を追加する。また、歯科診療所票において、「介護保険施設の協力歯科医療機関」になっているか否かを把握する調査事項を追加するとともに、「在宅医療サービスの実施状況」を把握する調査事項の項目を細分化する。

追加

(34) 歯科訪問診療の受け入れの有無	
1	受け入れている
2	受け入れていない

現行

(21) 在宅医療サービスの実施状況		9月中の実施件数
訪問診療(居宅)	1	件
訪問診療(施設)	2	件
訪問歯科衛生指導	3	件
居宅療養管理指導(歯科医師による)	4	件
居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	5	件
介護予防居宅療養管理指導(歯科医師による)	6	件
介護予防居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	7	件
その他の在宅医療サービス	8	件

変更案

(19) 在宅医療サービスの実施状況		
実施の有無に○をつけ、9月中の件数を記入してください。		
医療保険等による在宅サービス		
1 実施している		
2 実施していない		
訪問診療(居宅)	01	件
訪問診療(病院・診療所)	02	件
訪問診療(介護施設等)	03	件
訪問歯科衛生指導	04	件
介護保険による在宅サービス		
1 実施している		
2 実施していない		
居宅療養管理指導(歯科医師による)	05	件
居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	06	件
介護予防居宅療養管理指導(歯科医師による)	07	件
介護予防居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	08	件
介護保険の施設サービス(口腔関連)を提供(介護予防サービスを含む)	09	件
介護保険の通所サービス(口腔関連)を提供(介護予防サービスを含む)	10	件

(論点)

- 1 本調査事項から得られる結果については、具体的にどのように利活用されるか。今回の選択肢の変更により、具体的にどのような利活用が見込まれるのか。
- 2 上記の利活用や報告者負担等の観点からみて、本調査事項については、必要かつ適切なものとなっているか。

(回答)

- 1 高齢化の進展に伴い、基礎疾患を有する者や歯科診療所に来院できない者が増加することから、居宅や病院等への訪問歯科診療の提供体制の確保が必要とされているとともに、介護関係機関等との連携を含む歯科保健医療提供体制の構築が求められている。そのため、歯科診療所票において、歯科診療所による在宅サービスの実施状況の細分化により、その実施状況のより詳細な把握に加え、口腔関連サービスの提供への歯科診療所の関与状況の実態のより詳細な把握を通じ、今後の在宅医療サービスに関する施策立案の基礎資料として活用する。
- 2 在宅サービスの実施状況の把握に合わせ、病院票において、「歯科訪問診療の受け入れの有無」を把握すること、歯科診療所票において、「介護保険施設の協力歯科医療機関」になっているか否かを把握することも、歯科診療所の口腔関連サービスの提供の全体像を把握するうえで必要である。なお、項目の細分化はされるものの、医療保険等と介護保険による在宅サービスを区分して把握することで、記入者は記入すべき事項が明確になり記入者負担軽減の観点からも適切であると考ええる。

サ 「従事者数」を把握する調査事項における職種区分への「公認心理師」の追加
【病院票及び一般診療所票】

「従事者数」を把握する調査事項において、調査対象とする職種区分に「公認心理師」を追加する。

現行

追加

(36) 従事者数		10月1日現在の数を記入してください。										
職 種	常 勤	非 常 勤 (常 勤 換 算)										
		【非常勤】従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)										
↓ 小数点												
01	医師											人
02	歯科医師											人

(38) 従事者数		10月1日現在の数を記入してください。										
職 種	常 勤	非 常 勤 (常 勤 換 算)										
		【非常勤】従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)										
↓ 小数点												
01	医師											人
02	歯科医師											人

職 種	実 人 員		常 勤 換 算									
	【常勤】・【非常勤】 従事者の人数		【常勤】・【非常勤】従事者の 常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)									
↓ 小数点												
03	薬剤師											人
04	保健師											人

職 種	実 人 員		常 勤 換 算									
	【常勤】・【非常勤】 従事者の人数		【常勤】・【非常勤】従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)									
↓ 小数点												
03	薬剤師											人
04	保健師											人

28	保育士											人
29	その他の技術員											人
30	医療社会事業従事者											人

28	保育士											人
29	公認心理師											人
30	その他の技術員											人

(論点)

- 1 本調査事項における職種区分は、どのような基準で設定されているのか。また、本調査事項から得られる結果については、具体的にどのように利活用されているのか。今回追加する「公認心理師」については、具体的にどのような利活用が見込まれるのか。
- 2 本調査事項において、①「常勤」と「非常勤」に分けて把握する職種、②「実人員」と「常勤換算」に分けて把握する職種、③「常勤換算」のみ把握する職種があるが、これは、どのような考え方によるものか。当該考え方を踏まえ、「公認心理師」については、実人員ではなく、常勤換算で把握する理由は何か。
- 3 上記1及び2を踏まえ、本調査事項について、更なる見直しの必要性等はないか。例えば、利活用等の観点から、報告者負担にも配慮しつつ、医療現場における男女雇用の実態等を把握する観点から、男女別把握は必要ないか。また、既存の職種区分の中には、従事者数が比較的少ない区分があるが、これらの区分は他の区分との統合又は削除する余地はないのか。

(平成29年医療施設調査結果による1病院当たり従事者数)

診療放射線技師 5.4 人、診療エックス線技師 0.0 人

臨床検査技師 6.6 人、衛生検査技師 0.0 人

あん摩マッサージ指圧師 0.1 人、柔道整復師 0.1 人 等

(回答)

- 1 医療現場に従事している者の職種について網羅的に把握している。

本調査結果については、医療に携わる人的資源の効率的な活用のため、医療施設の診療機能を的確に把握することで、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員などの需給バランスや配置標準を検討する際の基礎資料として活用されている。公認心理師については、公認心理師法（平成27年法律第68号）の施行により、平成30年から公認心理師試験が実施され、有資格者が把握できることとなったため、項目を追加し、従前からの職種と併せて把握することで、医療に携わる人的資源の効率的な活用に役立てる。

- 2 適正な医療を実施するためには一定水準以上の人員を確保することから、医療法では病院及び療養病床を有する診療所において有すべき人員の「標準」が示されており、配置標準を検討する際の基礎資料として、全職種について常勤換算を把握している。

なお、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員等については需給バランスを検討する際の基礎資料にも利用するため、「常勤」「実人員」を把握している。

今回追加する公認心理師については、配置標準を検討する際の基礎資料として利用するため、「常勤換算」のみの把握で問題ないとする。

- 3 男女別の把握については、「医師・歯科医師・薬剤師統計」において当該職種の実人員、就業形態（常勤・非常勤）等を把握しており、記入者負担の観点からも困難と考える。

職種区分については、個別の資格であるので、医療現場に従事している者としてこのまま各職種別に従事者数を把握したい。

なお、診療エックス線技師は、昭和59年に廃止、昭和60年9月をもって免許の交付ができなくなったが、この資格を有する者は、その後も廃止以前の法令による業務を行うことが認められているため、継続して把握している。衛生検査技師も同様に、臨床検査技師と重なる業務が多く、法改正により平成17年に資格としては廃止され、新規免許は平成23年3月をもって交付できなくなったが、それまでに免許を受けたものは、これまでと同様に業務を行なうことができるため、継続して把握している。

医療資格ごとに把握することが基本であるため、1病院当たり従事者数が少ないことを理由に、異なる国家資格を合算させて記入させることには合理性がない。

さらに、当該資格者を記入させる際に、計算させること自体が記入者の負担や誤りに繋がることから、このままの項目とする。

シ 「技工物作成の委託の状況」を把握する調査事項の変更〔歯科診療所票〕

「技工物作成の委託の状況」を把握する調査事項について、委託している場合における「全部委託」と「一部委託」の区分を削除し、国内で委託している場合における「委託先歯科技工所数」を把握する項目を追加する。

現行

(13) 技工物作成の委託の状況 各項目について、あてはまるものひとつに○	全部委託	一部委託	委託していない
国内で作成	1	2	3
国外で作成	1	2	3

追加

(13) 技工物作成の委託の状況 各項目について、あてはまるものひとつに○	
国内で作成	1 委託している → 委託先歯科技工所数 (カ所) ※9月中の委託先歯科技工所数を記入してください。 2 委託していない
国外で作成	1 委託している 2 委託していない

(論点)

- 1 本調査事項の結果は、どのようになっているか（平成26年及び平成29年の調査結果）。
- 2 本調査事項から得られる結果については、具体的にどのように利活用されているのか。また、今回削除する「全部委託」「一部委託」の区分については、これまでどのような目的で把握し、どのように利活用されてきたのか。削除することによる利活用上の支障等は生じないか。
- 3 国内で委託している場合のみ、「委託先歯科技工所数」の項目を把握する理由・必要性は何か。本調査項目により得られる結果については、具体的にどのような利活用が見込まれるのか。
- 4 上記1から3を踏まえ、本調査事項の変更については、必要かつ適切なものとなっているか。

(回答)

1 本調査事項の結果は下表（表4）のとおりである。

【表4 技工物作成の委託の状況（平成26年・29年）】

	平成26年		平成29年	
	施設数	構成割合%	施設数	構成割合%
総数	68 592	100.0%	68 609	100.0%
国内で作成 全部委託	43 019	62.7%	43 525	63.4%
一部委託	20 182	29.4%	19 378	28.2%
委託していない	5 391	7.9%	5 706	8.3%
国外で作成 全部委託	162	0.2%	145	0.2%
一部委託	707	1.0%	874	1.3%
委託していない	67 723	98.7%	67 590	98.5%

2 歯科医療の歯科技工物については、歯科技工士法第18条及び歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号)第12条により、補綴物等の作成等は歯科医師の指示書に基づき行われなければならないこととされており、これは通常、委託という契約形態によって行われているところである。

しかしながら、国外で作成された補綴物等を病院又は歯科診療所の歯科医師が輸入し、患者に提供する事例が散見されたこと、さらに国外で作成された補綴物等の安全性について関心が高まってきたことを踏まえ、歯科医師から海外への歯科技工物の委託の状況について国内外別に、また委託の状況を詳細に把握するため「全部委託」「一部委託」別に区分して、委託の全体像を把握し、より安心して安全な歯科医療を確立するための基礎資料としてきた。

「全部委託」「一部委託」の区分については、過去の調査結果に大きな変化はなく、大まかな傾向が把握できたため、削除するものであり、利活用上の大きな支障はないものと考えている。

3 歯科補綴物の需要が多様化してきている中、歯科技工物の委託に際しては、特定の歯科技工所に委託する、補綴物に応じ様々な歯科技工所に委託する等いろいろ想定できるため、今後の歯科医療提供体制を確保するにあたり、歯科医療機関が委託する歯科技工所数等を把握する必要がある。国外に委託している歯科診療所は約1.5%であること、また、国外における委託先技工所数の把握は難しいため、国外については委託の有無のみ把握することとした。

4 上記1から3を踏まえ、記入者負担軽減の観点からも、本調査事項の変更については、十分かつ適当なものとなっていると考えている。

ス 「歯科技工室」の有無及び「歯科用アマルガムの保有状況」を把握する調査事項の削除〔歯科診療所票〕

「歯科技工室」の有無及び「歯科用アマルガムの保有状況」を把握する調査事項を削除する。

現行

変更案

(18) 歯科技工室	いずれかに○
1 有	
2 無	

【削除】

現行

変更案

(20) 歯科用アマルガムの保有状況	いずれかに○
保有の有無に○をつけ、9月中の使用件数を記入してください。 9月中の使用件数がない場合は0件と記入してください。	
1 保有している	→9月中の使用件数 (件)
2 保有していない	

【削除】

(論点)

- 「歯科技工室」及び「歯科用アマルガムの保有状況」に係る調査結果は、どのようになっているか（過去3回分の調査結果（ただし、「歯科用アマルガムの保有状況」については、平成26年及び平成29年調査の2回分））。
- 本調査事項から得られる結果については、具体的にどのように利活用されていたのか。
- 上記1及び2を踏まえ、両調査事項を削除することにより、利活用上の支障等は生じないか。調査結果の利活用及び報告者負担の軽減等の観点からみて、削除することは適切か。

(回答)

- 1 「歯科技工室」に係る調査結果は下表（表5）、「歯科用アマルガムの保有状況」に係る調査結果は下表（表6）のとおりである。

【表5 歯科技工室（平成23年・26年・29年）】

	平成23年		平成26年		平成29年	
	施設数	構成割合%	施設数	構成割合%	施設数	構成割合%
総数	68 156	100.0%	68 592	100.0%	68 609	100.0%
歯科技工室 あり	42 363	62.2%	41 558	60.6%	39 182	57.1%

注：平成23年の「総数 68 156」は全国の数値である。

「歯科技工室あり」は宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県の全域を除いた数値である。

【表6 歯科用アマルガムの保有状況（平成26年・29年）】

	平成26年		平成29年	
	施設数	構成割合%	施設数	構成割合%
総数	68 592	100.0%	68 609	100.0%
歯科用アマルガムを 保有している	12 005	17.5%	5 268	7.7%
使用件数	4 274	・	382	・
保有していない	56 587	82.5%	63 341	92.3%

- 2 歯科用アマルガムとは、治療のため、歯に充填される歯科治療材料で銀・スズ・銅・亜鉛、水銀等が含まれる合金のことであり、歯科用アマルガムには水銀が含まれるため、「水銀に関する水俣条約」（平成25年10月採択予定）で、歯科用アマルガムが削減対象となったことにより、使用状況を把握するため項目を追加したものである。

上記に示したように、歯科用アマルガム平成26年と平成29年で使用状況をみると、減少していることを確認できたため、平成28年の診療報酬改定により、診療報酬上、点数評価されなくなったことに伴い、調査事項を削除するものである。

- 3 歯科技工室については、昭和59年から基本的な歯科設備として基礎資料となっている。近年、歯科診療所における歯科技工室は減少しており、歯科技工所への委託も増加していることから、歯科技工士、歯科技工所のあり方を検討する上で、委託している技工所数の把握に伴い、記入者負担を考慮し、調査事項を削除するものである。

(2) その他

(審査状況)

医療施設調査を静態調査とともに構成する「動態調査」は、医療施設の分布及び整備に係る最新の実態を把握するため、当該施設より提出される開設・廃止等の申請・届出に基づき毎月実施されているが、医療施設数について、静態調査の結果とその直前の動態調査の結果を比較すると、一部の施設において急激な減少が見られるため、その理由を確認する必要がある。

(参考)

○平成29年9月末概数（動態調査結果）

総数：179,323 病院：8,415 一般診療所：101,976 歯科診療所：68,932

○平成29年10月1日現在（静態調査結果）

総数：178,492（上記に比べ831減。以下同じ）、病院8,412（3減）、一般診療所101,471（505減）、歯科診療所68,609（323減）

※平成28年10月～平成29年9月において、最も多い増減は一般診療所129施設増（29年4月）

また、今般、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）第1条の規定に基づく、改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第29項の規定により、新たな介護保険施設として、平成30年4月1日から「介護医療院」が創設され、病院や一般診療所全体又はこれらが保有する介護療養病床部分の介護医療院への転換（移行期限は令和6年3月まで）が進んでいるが、現行の動態調査では、こうした転換状況が把握できないため、その必要性について検討する必要がある。

(論点)

- 1 医療施設数について、静態調査の結果とその直前の動態調査の結果を比較すると、一部の施設において急激な減少が見られるが、その理由は何か。動態調査の情報源である廃止届出等が励行されていないためではないか。その場合、支障はないのか。支障がないとすれば、動態調査の周期を見直す必要があるのではないか。
- 2 病院等又はその保有する介護療養病床部分の介護医療院への転換状況を把握する必要があるか。当該把握のために、動態調査票に所要の事項を追加する必要があるか。

(回答)

- 1 動態調査は、都道府県への届出をもとに毎月集計しているものであるが、年に1回の静態調査は医療機関が自ら記入するものであり、静態調査の度に動態調査の概数の数値と比較すると毎回一定の乖離は生じているため、静態調査年9月末時点の動態調査の情報と突合することで、3年間の届出漏れ等があった施設について修正している。乖離が生じる理由としては、医療機関管理者の届出漏れ、都道府県からの報告漏れが考えられる。

医療施設の改廃があった場合は、医療法上、都道府県知事へ届出することとなっているが、実際には届出漏れがあることは事実で、特に事務体制の小さい一般診療所の漏れが相対的に多い可能性はあるが、現場の自治体において、届出漏れなどの事案が判明した場合、指導など適切に対応していると考えている。

動態調査の月報の情報は、保険局へメディアス作成の参考情報として提供しているほか、毎月、病院報告とデータリンクージュすることで動態調査の病床数を活用し、病床利用率を算出しているところである。

また、動態調査の直近の情報を利用して、医療施設静態調査、患者調査の調査名簿を作成しており、周期の見直しは他調査への影響、静態調査の実施に係る工程の見直しまで影響が及ぶこととなる。

- 2 介護医療院への転換状況としては、どのような施設から介護医療院へ転換されたか、どのような病床から介護医療院の病床に転換されたかを老健局老人保健課で把握しているため、別途、動態調査で把握する必要はない。

※別紙2参照

これまでも病院から診療所、病院から介護老人保健施設など、施設の種類が変わる転換もあったが、それらを動態調査の目的として把握する必要がないのと同様に、介護医療院への変換状況についても把握する理由はないと考えている。

(3) 報告を求める期間の変更

これまで調査計画上において明確にされていなかった報告者から保健所への調査票の提出期限を「10月末日まで」の間で設定することを規定するとともに、経由機関である都道府県から厚生労働省への調査票の提出期限を「11月上旬」から「11月下旬」に変更する。

現 行	変更案
<p>① 医療施設の管理者は、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が定める期限までに、調査票をその医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出する。</p> <p>(略)</p> <p>④ 都道府県知事は、提出された調査票を審査整理し、<u>平成29年11月上旬</u>までに厚生労働大臣に提出する（具体的な期限は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。）。</p>	<p>① 医療施設の管理者は、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が定める期限(<u>令和2年10月末日まで</u>)までに、調査票をその医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出する。</p> <p>(略)</p> <p>④ 都道府県知事は、提出された調査票を審査整理し、<u>令和2年11月下旬</u>までに厚生労働大臣に提出する（具体的な期限は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。）。</p>

(論点)

1 報告者から保健所への調査票の提出期限について、調査開始から10月末日までで、都道府県が裁量により提出期限を決定するという形式は、報告者にとって負担となる可能性はないか。厚生労働省への提出期限と同様、統一的な期限を設定しない理由は何か。

前回調査において、各都道府県等が設定した調査票の提出期限については、報告者負担の観点からみて、どのように評価しているか（十分かつ適切な期限設定になっているか、見直し・改善の余地等はないか）。前回調査において、提出期限後に報告者から提出された調査票は、どの程度あるか。また、前回調査において、報告者から調査票の提出期限に関する意見・要望等はみられたか。

引き続き、都道府県等の判断で提出期限を設定することとした場合、都道府県等によって報告者の回答期間に大きな差異が生じる可能性も想定されるが（例えば、A県の回答期間は1週間であるのに対し、B県では1か月であるなど）、極端に早い時期に提出期限が設定されるケースが発生した場合等、報告者負担に配慮し、無理のない十分かつ適切な回答期間を確保するため、どのような措置・対応を講ずる予定か。

2 前回調査における各都道府県から厚生労働省への調査票の提出時期は、それぞれどのようになっているか。また、前回調査において、各都道府県等から、厚生労働省への調査票の提出期限についての意見・要望等はみられたか。

前回調査における各都道府県からの提出状況等を踏まえ、都道府県の事務負担軽減の観点からみて、提出期限を「11月下旬」に変更することについては、十分かつ適切なものとなっているか。

3 調査票の提出期限以外に、報告者負担及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、更なる見直し・改善を図る余地はないか。特に、病院においては、本調査以外に、患者調査、受療行動調査（一般統計調査）のほか、業務報告である病床機能報告^(注)が同時期（令和元年度は、10月1日～10月31日（一部、12月下旬～1月17日））に重複して実施され、かつ、当該報告の内容は、病床数、医療従事者数、診療機器の保有状況など本調査の調査事項と一部重複していることから、当該報告との間での実施時期や調査事項（報告）の内容の調整など、報告者負担に配慮した措置を講ずる余地はないか。

(注) 病床機能報告とは、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の13の規定に基づき、一般病床又は療養病床を有する病院又は一般診療所の管理者は、地域における病床機能の分化及び連携の推進のため、毎年7月1日現在で、当該病院等における病床の機能（病床数、医療従事者数、診療機器の保有状況、入院患者数等）や入院患者に提供する医療内容（手術の実施件数、救急医療の実施状況、がん・脳卒中・心筋梗塞等への治療状況等）について、所在する都道府県知事に報告することとされているものである。厚生労働省が当該報告に係る事務局となり、報告に係る全国共通サーバの保有・管理等を行っている（一部業務は外部委託）。

(回答)

- 1・今回、新たに調査計画上に明記する提出期限については、前回調査における提出期限の実態を踏まえて設定したため負担は生じないと考える。
 - ・統一的な期限を設定しない理由は、保健所での実査事務（調査票のとりまとめ・審査・照会業務など）については、自治体の実情（報告者の規模や自治体の体制）に応じた一定程度の期間が必要であることや、自治体の法定受託事務に関して、国が定める処理基準は必要最低限度とする地方自治の主旨を踏まえると、保健所への提出期限を国がピンポイントで定めることは、調査の実施に支障がでる可能性が大きいためである。
 - ・前回調査において設定された提出期限については、自治体はその適正性を判断して設定することが前提となっていることから、国では特段の評価を行っていない。また、前回調査において、提出期限後に報告者から提出された調査票はどの程度あるかについては把握していない。なお、十分かつ適切な期限設定になっているか、報告者から提出期限に関する要望等はみられたかについては、調査自体の負担に対する意見はあるものの提出期限に関する要望などは特に受けていないこと、これまで長年に渡ってこの方法で実施していることから、特段問題があるとは考えていなかったが、保健所への提出期限の実態を確認したところ、一部の保健所において調査日から1週間にも満たない提出期限も見受けられたことから、これまでも適正な設定を行うよう自治体担当者向け会議において事前に周知しているところではあるが、今後は報告者の負担になるような提出期限の設定は行わないよう、より丁寧な対応を行ってまいりたい。
- 2・前回調査における各都道府県から厚生労働省への調査票の提出時期については、下表のとおりであり、提出期限（11月10日）を超過した県は28県で、いずれもとりまとめが間に合わない旨の連絡を受けている。
 - ・提出期限を「11月下旬」に変更することについては、前述の自治体の状況や前回調査における提出実績を踏まえて設定しており、事務負担軽減の観点からみて十分かつ適切なものと考ええる。

表1 保健所が設定した提出期限

保健所提出日	保健所数	割合 (%)
総数	486	100.0
平成29年10月上旬	92	18.9
10月中旬	384	79.0
10月下旬	10	2.1

注1) 調査日は平成29年10月1日

注2) 国への提出期限は平成29年11月10日に設定

表2 都道府県からの調査票提出日

都道府県提出日	都道府県数	割合 (%)
総数	47	100.0
平成29年11月上旬	19	40.4
11月中旬	21	44.7
11月下旬	5	10.6
12月上旬	2	4.3

注1) 調査日は平成29年10月1日

注2) 国への提出期限は平成29年11月10日に設定

- 3・本調査ではオンライン調査による回答の場合、電子調査票上での簡易な初期チェック、従来目視で行っていた医療施設基本ファイル表との照合の機能を設けており、令和2年調査からは新たに病院報告との照合の機能も追加する予定である。

オンライン調査を推進することにより、保健所を含む経路機関の事務負担軽減が図れるほか、経路機関における審査期間が短縮される。また、それに伴い、報告者から経路機関への提出期限もある程度後ろ倒しされることが見込まれ、報告者及び経路機関双方の負担軽減に寄与するものと考えられる。

なお、各調査間の重複については、これまでも規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）において、「「病院報告」、「医療施設調査」、「患者調査」等の医療分野の統計調査について、調査対象となる医療機関の負担軽減につながるよう、病床機能報告制度、NDB及びDPCデータとの重複を整理し、抽出できる情報の活用について検討を行った上で、調査事項の見直しを行う。」との指摘を受け、医療施設調査では、各種行政記録情報（病床機能報告制度等）と類似する項目を削除するとともに、「病院報告」で毎年実施していた「従事者票」について、記入者負担を考慮して3年周期の医療施設静態調査に統合することによって廃止し、平成29年調査より記入者負担軽減を図ったところである。

今後についても、調査同士の連携を図り、記入者負担軽減に努めてまいりたい。

検査等の実施状況の年次推移（平成23年、26年、29年）

病院（重複計上）

各年10月1日現在

	施設数								設置台数			患者数1)		
	H23	H26	H29	H26-H23		H29-H26		H23	H26	H29	H23	H26	H29	
				増減数	増減率	増減数	増減率							
総数	8 605	8 493	8 412	△ 112	△ 1.3	△ 81	△ 1.0	…	…	…	…	…	…	
01 骨塩定量測定	4 680	4 948	5 010	268	5.7	62	1.3	…	…	…	131 925 人	171 961 人	201 718 人	
02 気管支内視鏡検査	1 364	1 308	1 252	△ 56	△ 4.1	△ 56	△ 4.3	…	…	…	15 252 人	14 376 人	15 023 人	
03 上部消化管内視鏡検査	5 191	5 066	4 956	△ 125	△ 2.4	△ 110	△ 2.2	…	…	…	521 936 人	551 213 人	572 409 人	
04 大腸内視鏡検査	4 191	4 145	4 104	△ 46	△ 1.1	△ 41	△ 1.0	…	…	…	208 949 人	241 123 人	258 133 人	
05 血管連続撮影	1 727	1 702	1 680	△ 25	△ 1.4	△ 22	△ 1.3	…	…	…	93 308 人	96 100 人	101 575 人	
06 D S A（再掲）	1 467	1 445	1 421	△ 22	△ 1.5	△ 24	△ 1.7	…	…	…	30 387 人	31 384 人	32 522 人	
07 循環器DR（再掲）	1 146	1 161	1 180	15	1.3	19	1.6	…	…	…	56 966 人	59 653 人	63 941 人	
08 マンモグラフィ	2 480	2 512	2 511	32	1.3	△ 1	-	2 640 台	2 709 台	2 699 台	208 603 人	215 875 人	238 838 人	
09 RI検査（シンチグラム）	1 139	1 138	1 117	△ 1	△ 0.1	△ 21	△ 1.8	1 503 台	1 460 台	1 426 台	86 118 人	84 356 人	78 576 人	
10 S P E C T（再掲）	1 049	1 055	1 051	6	0.6	△ 4	△ 0.4	1 344 台	1 342 台	1 328 台	43 023 人	45 117 人	45 242 人	
11 P E T	81	61	61	△ 20	△ 24.7	-	-	93 台	72 台	66 台	5 051 人	2 351 人	1 512 人	
12 P E T C T	204	273	310	69	33.8	37	13.6	253 台	346 台	391 台	27 088 人	37 187 人	39 639 人	
13 マルチスライスCT	5 035	5 732	6 175	697	13.8	443	7.7	6 048 台	6 997 台	7 525 台	2 022 282 人	2 293 287 人	2 430 971 人	
14 その他CT	1 810	1 205	795	△ 605	△ 33.4	△ 410	△ 34.0	1 829 台	1 239 台	819 台	103 122 人	59 821 人	44 802 人	
15 MRI 3.0テスラ以上	…	510	705	510	100.0	195	38.2	…	590 台	834 台	… 人	162 465 人	230 835 人	
16 MRI 1.5テスラ以上3.0テスラ未満	2 295	2 600	2 801	815	35.5	201	7.7	2 946 台	3 039 台	3 216 台	755 603 人	725 842 人	713 641 人	
17 MRI 1.5テスラ未満	1 275	953	731	△ 322	△ 25.3	△ 222	△ 23.3	1 293 台	971 台	737 台	116 028 人	71 125 人	44 518 人	
18 3D画像処理	1 873	2 014	2 177	141	7.5	163	8.1	…	…	…	184 842 人	251 621 人	285 707 人	
19 冠動脈CT・心臓MRI（再掲）	1 122	1 303	1 426	181	16.1	123	9.4	…	…	…	28 742 人	37 408 人	37 686 人	

一般診療所（重複計上）

	施設数								設置台数			患者数1)		
	H23	H26	H29	H26-H23		H29-H26		H23	H26	H29	H23	H26	H29	
				増減数	増減率	増減数	増減率							
総数	99 547	100 461	101 471	914	0.9	1 010	1.0	…	…	…	…	…	…	
01 骨塩定量測定	19 023	21 922	21 948	2 899	15.2	26	0.1	…	…	…	321 488 人	397 678 人	434 518 人	
02 気管支内視鏡検査	181	135	121	△ 46	△ 25.4	△ 14	△ 10.4	…	…	…	2 009 人	1 437 人	1 530 人	
03 上部消化管内視鏡検査	16 207	16 539	15 973	332	2.0	△ 566	△ 3.4	…	…	…	392 773 人	468 278 人	500 447 人	
04 大腸内視鏡検査	6 476	6 729	6 647	253	3.9	△ 82	△ 1.2	…	…	…	103 791 人	123 389 人	136 818 人	
05 血管連続撮影	150	117	127	△ 33	△ 22.0	10	8.5	…	…	…	2 922 人	4 733 人	6 088 人	
06 D S A（再掲）	85	97	102	12	14.1	5	5.2	…	…	…	845 人	1 008 人	1 258 人	
07 循環器DR（再掲）	27	28	33	1	3.7	5	17.9	…	…	…	1 330 人	3 725 人	4 830 人	
08 マンモグラフィ	1 243	1 315	1 432	72	5.8	117	8.9	1 396 台	1 495 台	1 649 台	223 319 人	256 094 人	305 628 人	
09 RI検査（シンチグラム）	27	28	26	1	3.7	△ 2	△ 7.1	28 台	30 台	29 台	1 308 人	979 人	4 404 人	
10 S P E C T（再掲）	16	19	16	3	18.8	△ 3	△ 15.8	16 台	20 台	17 台	446 人	436 人	377 人	
11 P E T	21	24	19	3	14.3	△ 5	△ 20.8	24 台	29 台	22 台	1 550 人	487 人	976 人	
12 P E T C T	64	63	64	△ 1	△ 1.6	1	1.6	96 台	100 台	107 台	14 880 人	13 539 人	14 483 人	
13 マルチスライスCT	2 268	3 042	3 957	774	34.1	915	30.1	2 298 台	3 075 台	4 008 台	162 752 人	204 510 人	261 371 人	
14 その他CT	2 761	2 318	1 770	△ 443	△ 16.0	△ 548	△ 23.6	2 768 台	2 325 台	1 774 台	87 798 人	70 555 人	49 321 人	
15 MRI 3.0テスラ以上	…	64	122	64	100.0	58	90.6	… 台	69 台	149 台	… 人	13 689 人	37 412 人	
16 MRI 1.5テスラ以上3.0テスラ未満	471	642	833	235	49.9	191	29.8	515 台	680 台	879 台	107 408 人	141 561 人	175 929 人	
17 MRI 1.5テスラ未満	1 225	1 213	1 175	△ 12	△ 1.0	△ 38	△ 3.1	1 236 台	1 228 台	1 181 台	144 922 人	142 079 人	130 252 人	
18 3D画像処理	568	563	666	△ 5	△ 0.9	103	18.3	…	…	…	42 398 人	45 717 人	60 211 人	
19 冠動脈CT・心臓MRI（再掲）	85	117	124	32	37.6	7	6.0	…	…	…	2 500 人	3 637 人	3 250 人	

注：1)患者数は各年9月中の数値である。
2)平成23年の総数は全国の数値である。それ以外は宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県の全域を除いた数値である。

令和元年11月14日
厚生労働省老健局老人保健課

介護医療院の開設状況について

(1) 介護医療院の施設数

	平成30年 12/31時点	平成31年 3/31時点	令和元年 6/30時点	令和元年 9/30時点
I型介護医療院の施設数	68	92	146	166
II型介護医療院の施設数	43	55	75	80
I型及びII型混合の施設数	2	3	2	2
介護医療院の合計施設数	113	150	223	248
転換元の施設数（複数施設が統合し転換する場合があります、上記施設数とは必ずしも合計数が一致しません）				
介護療養病床（病院）	66	91	140	157
介護療養病床（診療所）	4	6	8	12
老人性認知症疾患療養病棟（精神病床）	0	0	1	1
介護療養型老人保健施設	27	31	56	60
医療療養病床（平成30年度改定後の診療報酬の療養病棟入院料1又は2を算定している病床）	21	26	43	51
医療療養病床（平成30年度改定後の診療報酬の経過措置が適応されている病床）	9	15	20	22
医療療養病床（診療所）	3	4	6	7
介護療養型医療施設・医療療養病床以外の病床	1	1	1	1
その他のベッド	0	0	0	0
新設	1	1	3	3

都道府県ごとの施設数	内訳			
北海道	10	15	16	16
青森県	1	2	4	5
岩手県	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0
秋田県	1	1	2	2
山形県	0	1	1	1
福島県	2	2	7	7
茨城県	1	1	1	1
栃木県	0	1	1	2
群馬県	3	4	4	4
埼玉県	3	3	5	5
千葉県	0	1	2	2
東京都	0	1	4	4
神奈川県	0	2	5	5
新潟県	0	0	0	0
富山県	8	9	16	17
石川県	3	4	4	7
福井県	1	1	5	5
山梨県	1	1	1	1
長野県	2	3	3	3
岐阜県	1	1	2	2
静岡県	6	7	11	11
愛知県	6	6	11	12
三重県	0	1	1	1
滋賀県	0	0	2	2
京都府	0	1	1	3
大阪府	2	2	2	3
兵庫県	2	4	7	8
奈良県	3	3	3	3
和歌山県	0	0	2	2
鳥取県	2	2	6	7
島根県	3	3	4	5
岡山県	6	9	10	11
広島県	4	4	6	8
山口県	9	10	12	12
徳島県	4	5	6	8
香川県	2	2	2	2
愛媛県	1	2	3	3
高知県	3	4	6	6
福岡県	4	8	14	17
佐賀県	2	3	4	5
長崎県	3	3	3	3
熊本県	4	6	11	12
大分県	4	4	4	4
宮崎県	0	0	0	0
鹿児島県	5	7	7	9
沖縄県	1	1	2	2

(2) 介護医療院の療養床数

	平成30年 12/31時点	平成31年 3/31時点	令和元年 6/30時点	令和元年 9/30時点
I型の療養床数	4,672	6,858	10,346	11,495
II型の療養床数	2,742	3,170	4,098	4,566
療養床数（合計）	7,414	10,028	14,444	16,061
転換元の病床数等				
介護療養病床（病院）	4,551	6,491	9,594	10,605
介護療養病床（診療所）	70	111	133	155
老人性認知症疾患療養病棟（精神病床）	0	0	60	60
介護療養型老人保健施設	1,722	1,833	2,215	2,581
医療療養病床（平成30年度改定後の診療報酬の療養病棟入院料1又は2を算定している病床）	638	832	1,433	1,612
医療療養病床（平成30年度改定後の診療報酬の経過措置が適応されている病床）	401	723	953	989
医療療養病床（診療所）	28	34	49	52
介護療養型医療施設・医療療養病床以外の病床	3	3	3	3
その他のベッド	0	0	0	0
新設	1	1	4	4

都道府県ごとの療養床数	内訳			
北海道	606	761	821	821
青森県	12	30	138	198
岩手県	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0
秋田県	42	42	135	135
山形県	0	18	18	18
福島県	35	35	270	270
茨城県	60	60	60	60
栃木県	0	37	37	56
群馬県	264	312	312	312
埼玉県	232	232	428	428
千葉県	0	320	364	364
東京都	0	35	284	284
神奈川県	0	130	338	338
新潟県	0	0	0	0
富山県	564	598	1050	1090
石川県	273	299	299	436
福井県	80	80	226	226
山梨県	58	114	114	114
長野県	155	215	215	215
岐阜県	36	36	86	86
静岡県	451	552	827	827
愛知県	307	307	739	757
三重県	0	48	48	48
滋賀県	0	0	160	160
京都府	0	466	466	719
大阪府	97	97	97	157
兵庫県	196	306	537	707
奈良県	444	444	444	444
和歌山県	0	0	107	107
鳥取県	86	86	252	281
島根県	148	148	190	370
岡山県	294	361	379	396
広島県	532	532	617	827
山口県	562	622	726	726
徳島県	125	175	181	235
香川県	130	130	130	130
愛媛県	31	125	141	141
高知県	193	240	436	436
福岡県	414	931	1216	1447
佐賀県	74	102	162	204
長崎県	231	231	231	231
熊本県	162	215	544	592
大分県	211	211	211	211
宮崎県	0	0	0	0
鹿児島県	209	245	287	336
沖縄県	100	100	121	121